

2018年(平成30年)7月18日

逗子市

**逗子市は「20歳を祝う成人の集い」として
20歳を対象に成人式を開催します。**

成人年齢を18歳に引き下げる改正民法が、6月13日に成立し施行日は2022年4月1日となっています。

逗子市は、民法改正後も、対象年齢を20歳とし、「20歳を祝う成人の集い」を開催します。

これは、18歳の多くが高校3年生であり、進路の選択に関わる時期に当たることから、教育的な配慮にて決定したものです。

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課青少年育成係 石黒・川嶋

電話：046-873-8581